

指定地域密着型通所介護重要事項説明書

(事業の目的)

第1条 株式会社シーティーエフ が開設する ひなたデイサービス東尾久 (以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所毎に置くべき通所介護従事者(以下「従事者」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 指定地域密着型通所介護事業者(法人)の概要

名称・法人種別	株式会社シーティーエフ	営利法人
代表者名	代表取締役 一面 俊明	
所在地・連絡先	(住所) 東京都千代田区永田町2-17-5 ローレル永田町113 (電話) 03-5654-6514 (FAX) 03-5875-7090	

(事業所の概要)

第4条

事業所名	ひなたデイサービス東尾久
所在地・連絡先	(住所) 東京都荒川区東尾久4-37-2 (電話) 03-6807-9013 (FAX) 03-6807-9014
事業所番号	1391800487
管理者の氏名	小林 綾子
利用定員	指定地域密着型通所介護(10名)
営業日	日曜日～土曜日
営業時間	8:00～18:00
サービス提供時間	9:00～16:30
事業の実施地域	荒川区
事業目的	誰もが安心して生活出来る地域社会作りに貢献します
運営方針	尊厳を保ち、必要な時に必要な量の介護サービスを提供し、在宅生活をサポートします。

(職員の職種、員数及び職務内容)

従業者の職種	人数 (人)	区分				職務内容
		常勤専従(人)	常勤兼務(人)	非常勤専従(人)	非常勤兼務(人)	
管理者						管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員						生活相談員は、指定地域密着型通所介護の利用申込にかかる調整、地域密着型通所介護計画の作成等を行う。又、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。
介護職員						指定地域密着型通所介護従事者は、指定地域密着型通所介護の業務にあたる。
機能訓練指導員						機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

第5条 サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア 利用料金

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割、又は2割、又は3割が利用者の負担額となります。利用者の利用者負担額については、契約書別紙サービス内容説明書に記載します。

【料金表】令和7年8月1日改正

※下記の金額表記は右記地域単価を乗じております

地域単価	10.9
------	------

(指定地域密着型通所介護)

所要時間 2時間以上 3時間未満 の場合	介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	単位数	305単位	351単位	396単位	440単位	487単位
総金額	3324円	3825円	4316円	4796円	5308円	
利用者様1割負担分	333円	383円	432円	480円	531円	
利用者様2割負担分	665円	765円	864円	960円	1062円	
利用者様3割負担分	998円	1148円	1295円	1439円	1593円	

心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者である場合のみ請求できることとします。

所要時間 3時間以上 4時間未満 の場合	介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	単位数	416単位	478単位	540単位	600単位	663単位
総金額	4534円	5210円	5886円	6540円	7226円	
利用者様1割負担分	454円	521円	589円	654円	723円	
利用者様2割負担分	907円	1042円	1178円	1308円	1446円	
利用者様3割負担分	1361円	1563円	1766円	1962円	2168円	

所要時間 4時間以上 5時間未満 の場合	介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	単位数	436単位	501単位	566単位	629単位	695単位
総金額	4752円	5460円	6169円	6856円	7575円	
利用者様1割負担分	476円	546円	617円	686円	758円	
利用者様2割負担分	951円	1092円	1234円	1372円	1515円	
利用者様3割負担分	1426円	1638円	1851円	2057円	2273円	

所要時間 5時間以上 6時間未満 の場合	介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	単位数	657単位	776単位	896単位	1013単位	1134単位
総金額	7161円	8458円	9766円	11041円	12360円	
利用者様1割負担分	717円	846円	977円	1105円	1236円	
利用者様2割負担分	1433円	1692円	1954円	2209円	2472円	
利用者様3割負担分	2149円	2538円	2930円	3313円	3708円	

所要時間 6時間以上 7時間未満 の場合	介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	単位数	678単位	801単位	925単位	1049単位	1172単位
総金額	7390円	8730円	10082円	11434円	12774円	
利用者様1割負担分	739円	873円	1009円	1144円	1278円	
利用者様2割負担分	1478円	1746円	2017円	2287円	2555円	
利用者様3割負担分	2217円	2619円	3025円	3431円	3833円	

所要時間 7時間以上 8時間未満 の場合	介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	単位数	753単位	890単位	1032単位	1172単位	1312単位
総金額	8207円	9701円	11248円	12774円	14300円	
利用者様1割負担分	821円	971円	1125円	1278円	1430円	
利用者様2割負担分	1642円	1941円	2250円	2555円	2860円	
利用者様3割負担分	2463円	2911円	3375円	3833円	4290円	

所要時間 8時間以上 9時間未満 の場合	介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	単位数	783単位	925単位	1072単位	1220単位	1365単位
総金額	8534円	10082円	11684円	13298円	14878円	
利用者様1割負担分	854円	1009円	1169円	1330円	1488円	
利用者様2割負担分	1707円	2017円	2337円	2660円	2976円	
利用者様3割負担分	2561円	3025円	3506円	3990円	4464円	

○加算・減算

種 類	加算体制	単位数	利用料	1割負担分	2割負担分	3割負担分
感染症等対応加算	有		3%(1カ月の利用合計単位数に乘じる)			
延長サービス加算1	無	当事業所では算定しておりません				
延長サービス加算2	無	当事業所では算定しておりません				
延長サービス加算3	無	当事業所では算定しておりません				
延長サービス加算4	無	当事業所では算定しておりません				
延長サービス加算5	無	当事業所では算定しておりません				
生活相談員配置加算	無	当事業所では算定しておりません				
入浴介助加算(Ⅰ)	有	40単位	436単位	44単位	88単位	131単位

入浴介助加算(Ⅱ)	無	当事業所では算定しておりません				
中重度者ケア体制加算	無	当事業所では算定しておりません				
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	無	当事業所では算定しておりません				
生活機能向上連携加算(Ⅱ)1	無	当事業所では算定しておりません				
生活機能向上連携加算(Ⅱ)2	無	当事業所では算定しておりません				
個別機能訓練加算Ⅰ(イ)	無	当事業所では算定しておりません				
個別機能訓練加算Ⅰ(ロ)	無	当事業所では算定しておりません				
個別機能訓練加算Ⅱ	無	当事業所では算定しておりません				
ADL維持等加算(Ⅰ)	無	当事業所では算定しておりません				
ADL維持等加算(Ⅱ)	無	当事業所では算定しておりません				
ADL維持等加算(Ⅲ)	無	当事業所では算定しておりません				
認知症加算	無	当事業所では算定しておりません				
若年性認知症利用者受入加算	有	60単位	654単位	66単位	131単位	197単位
栄養アセスメント加算	無	当事業所では算定しておりません				
栄養改善加算	無	当事業所では算定しておりません				
口腔・栄養スクーリング加算(Ⅰ)	無	当事業所では算定しておりません				
口腔・栄養スクーリング加算(Ⅱ)	無	当事業所では算定しておりません				
口腔機能向上加算(Ⅰ)	無	当事業所では算定しておりません				
口腔機能向上加算(Ⅱ)	無	当事業所では算定しておりません				
科学的介護推進体制加算	無	当事業所では算定しておりません				
送迎減算	有	-47単位	-512単位	-52単位	-103単位	-154単位
同一建物減算	無	当事業所では算定しておりません				
高齢者虐待防止措置未実施減算	有		-1%(1カ月の利用合計単位数に乗じる)			
業務継続計画未策定減算	有		-1%(1カ月の利用合計単位数に乗じる)			
サービス体制強化加算Ⅰ	無	当事業所では算定しておりません				
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	有			9.0%		

イ 自費を頂くもの(介護保険適用外)

種類	内 容
食 事	(食事時間) 12:00~13:30 昼食代1食あたり600円
おむつ代	おむつ1枚あたり150円が必要となります。
その他費用	指定地域密着型通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、利用者の希望により通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用は、利用者の負担となります。
キャンセル料	無料となっております。

- ・上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。発行されたサービス提供証明書と領収書を保険者介護保険窓口を持参すると、9割または8割または7割分が返還されます。

【利用料金の計算方法】

(1カ月の利用合計単位数+1カ月の利用合計単位数×加算率) × 地域単価
上記計算方法により、算出された金額の1割、又は2割または3割が自己負担となります。

(2) 利用料等のお支払方法

利用料等のお支払い方法については 口座振替・振込み・現金支払い となります。
毎月月末締めとし、翌月15日までに当月分の料金を請求致しますので、27日までにお支払いをお願いします。

(3) サービスの利用方法

事項	内容
利用開始	お電話等でお申し込みをお願い致します。当社職員がお伺いし、契約を行います。
利用終了	7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。
その他	当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、もしくは当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。 お客様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、もしくはお客様やご家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当社により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。 風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます。 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがございます。 ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応いたします。 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。

(4) その他

事項	内容
通所介護計画の作成及び事後評価	当事業所の管理者が、利用者の直面している課題等を評価し、利用者様の希望を踏まえて、通所介護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（モニタリング）に記載して、利用者に説明の上、交付します。
従業員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・採用時研修 採用後1ヶ月以内 ・全体研修 年3回以上 ・事業所内研修 年6回

第6条 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所 お客様 相談窓口	窓口責任者	小林 綾子
	受付時間	9：00～17：00
	ご利用方法・電話	03-6807-9013
保険者 介護保険課 窓口	住所	荒川区役所 介護保険課
	電話	東京都荒川区荒川2-2-3
	電話	03-3802-3111
	ご利用時間	9：00～17：00
国保連 相談窓口	住所	東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階
	電話	03-6238-0177（苦情専用ダイヤル）
	ご利用時間	月～金曜日9：00～17：00（祝日は除く）

(個別援助のための指定地域密着型通所介護計画の作成等)

指定地域密着型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。又、既に居宅サービス計画が作成されている場合その内容に沿った地域密着型通所介護計画を作成する地域密着型通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又はその家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。利用者に対し、地域密着型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行います。

高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上を図ります
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施をします。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備をします。

身体拘束について

- (1) 乙は、サービス提供にあたり身体的拘束その他甲の行動を制限する行為を行いません。但し、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- (2) 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、乙は、直ちに、その日時、態様、甲の心身の状況、緊急止むを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録等に記録します。

13 運営推進会議について

《秘密保持等の体制》

- (1) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、交流に努めます。
- (2) 当事業所が行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、「運営推進会議」を設置します。
- (3) 「運営推進会議」の構成員は、ご利用者様、ご家族様、地域住民の代表者、地域包括支援センター又は区市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上会議を開催します。
- (4) 「運営推進会議」開催前に、会議の開催に関するご案内および出席依頼を行いますので、可能な限りご出席いただきますようお願いいたします。

14 職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント対応

事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第4号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおり周知します。

- 1、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発を行います。
- 2、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知します。また、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第0項の規定により、必要な措置を講じます。

パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のため以下、内容に努めます。

- 1、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備をしていきます。
- 2、被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して0人で対応させない等)の整備をしていきます。
- 3、被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)の整備をしていきます。

(業務継続計画の策定等)

- 1、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照し、業務継続計画の作成をします。
- 2、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行う研修を実施します。
- 3、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等の訓練(シミュレーション)を実施をします。

(その他運営についての留意事項)

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
 - 2 指定通所介護の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。
 - 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
- 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

重要事項説明書の説明年月日		令和 年 月 日
事業者 乙	住所	東京都千代田区永田町2-17-5 ローレル永田町113
	事業者名	株式会社シーティーエフ
	代表者名	代表取締役 一面 俊明